

## 保険法の現代化に関する検討事項（５）

### 第５ 生命保険契約に固有の事項

#### １ 他人の死亡の生命保険契約等（他人を被保険者とする死亡保険契約等）における被保険者の同意

他人の死亡の生命保険契約等に関する規律については、次のとおりとすることで、どうか。

他人の死亡によって保険金の支払をすることを定める生命保険契約には、当該他人の同意がなければならないものとする。

の生命保険契約によって生じた保険金請求権を譲渡し、又は質権の目的とするには、被保険者の同意がなければならないものとする。

保険契約者が被保険者である場合において、保険金受取人が保険金請求権を譲渡し、又は質権の目的とするには、被保険者の同意がなければならないものとする。

（参考・現行条文）

商法第 674 条 他人ノ死亡ニ因リテ保険金額ノ支払ヲ為スヘキコトヲ定ムル  
保険契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス但被保険者カ保険金額ヲ受取ルヘキ  
者ナルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ保険契約ニ因リテ生シタル権利ノ譲渡ニハ被保険者ノ同意アルコトヲ  
要ス

保険契約者カ被保険者ナル場合ニ於テ保険金額ヲ受取ルヘキ者カ其権利ヲ譲  
渡ストキ又ハ第一項但書ノ場合ニ於テ権利ヲ譲受ケタル者カ更ニ之ヲ譲渡ス  
トキ亦同シ

（補足） 本文は、商法第 674 条の規律を基本的に維持しようとするものであるが、同条第 1 項ただし書の規律については立法論的に批判があることから、<sup>1</sup>では、これに相当する規律を設けないこととしている（この点は、傷害・疾病等を原因とする死亡に関する給付を行う保険契約に関する検討を踏まえ、改めて検討する必要があると考えられる（[保険法部会資料 2](#)）の第 2 の 3 の（補足）3 参照）。また、<sup>2</sup>及び<sup>3</sup>では、立法論や実務上の取扱い等を踏まえ、保険金請求権を質権の目的とする場合にも被保険者の同意がなければならないことを規定上明確にすることとしている。

商法第 674 条は、被保険者の同意を効力要件とするものであり、絶対的強行

規定であって、被保険者の同意がない生命保険契約等は無効とされている。

なお、他人の死亡の生命保険契約において保険金受取人を指定し、又は変更する場合の規律については、4(1)ウ参照。

(注) 1 被保険者の同意は書面によらなければならないものとするべきであるとの考え方があるが、どうか。

(参考)

保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)

(事業方法書等の審査基準)

第11条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 保険契約の締結(被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。以下この条において同じ。)又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十七条第一項(同法第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合を含む。)に規定する指定若しくは変更の手續に関し、同法第六百七十四条(同法第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合及び同法第六百七十七条第二項(同法第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合を含む。))の規定により準用される場合を含む。)に規定する保険契約に係る同意の方式が、被保険者の書面により同意する方式その他これに準じた方式であり、かつ、当該同意の方式が明瞭に定められていること。

二の二~七 (略)

- 2 被保険者が未成年者である場合の規律の在り方について、どのように考えるか。
- 3 本文の「保険金受取人」の範囲(保険金請求権の譲受人、質権者等を含めるべきか)について、どのように考えるか。

## 2 保険者の免責

保険者の免責に関する規律については、次のとおりとすることで、どうか。

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 被保険者が自殺によって死亡したとき。

(イ) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合においては、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。

(ウ) 保険契約者が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。

保険者は、戦争、内乱その他これらに準ずる変乱によって被保険者が死亡したときは、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(参考・現行条文)

商法第640条 戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ

保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

第680条 左ノ場合ニ於テハ保険者ハ保険金額ヲ支払フ責ニ任セス

一 被保険者カ自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

二 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保険金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保険者ハ其残額ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

三 保険契約者カ故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ

(略)

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(補足) 本文は、保険者の免責に関する現行商法の規律を基本的に維持しようとするものであるが、同法第680条第1項第1号が定める「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」については立法論的に批判があることから、これを法定の免責事由として維持することの当否について(注)2で問題提起をしている(損害保険契約における保険者の免責に関する規律については、[保険法部会資料4](#)の第4の1(4)参照)。

(注)1 本文(ア)について、免責期間を一定の期間に限定すべきであるとの考え方があ  
るが、どうか。

2 「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」(商法第680条第1項第1号)を法定の免  
責事由として維持することの当否について、どのように考えるか。

(参考)

決闘罪ニ関スル件(明治22年法律第34号)

第2条 決闘ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下  
ノ罰金ヲ附加ス

3 本文(イ)の「保険金受取人」の範囲(保険金請求権の譲受人、質権者等を含め  
るべきか)について、どのように考えるか。

4 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

### 3 被保険者死亡の通知義務

保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、  
遅滞なく、保険者に対し、その旨を通知しなければならないものとする  
こと、  
どうか。

(参考・現行条文)

商法第681条 保険契約者又ハ保険金額ヲ受取ルヘキ者カ被保険者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク保険者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

(補足) 本文は、損害保険契約における損害発生のお知らせ義務(「保険法部会資料4」の第4の1(6)ア参照)と同様に、商法第681条が定める被保険者死亡のお知らせ義務に関する規律を基本的に維持しつつ、発信主義は採用しないものとするを提案するものである。

(注) 1 いわゆる説明義務(「保険法部会資料4」の第4の1(6)アの(注)1参照)を法定すべきであるとの考え方について、生命保険契約に固有の問題はあるか。

2 本文の「保険金受取人」の範囲(保険金請求権の譲受人、質権者等を含めるべきか)について、どのように考えるか。

3 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

#### 4 第三者のためにする生命保険契約

(参考・現行条文)

商法第675条 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス但保険契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ

前項但書ノ規定ニ依リ保険契約者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ権利ハ之ニ因リテ確定ス

第676条 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ被保険者ニ非サル第三者ナル場合ニ於テ其者カ死亡シタルトキハ保険契約者ハ更ニ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定スルコトヲ得

保険契約者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人ヲ以テ保険金額ヲ受取ルヘキ者トス

第677条 保険契約者カ契約後保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更シタルトキハ保険者ニ其指定又ハ変更ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ保険者ニ対抗スルコトヲ得ス

第六百七十四条第一項ノ規定ハ前項ノ指定及ヒ変更ニ之ヲ準用ス

##### (1) 保険金受取人の指定又は変更の意思表示

###### ア 生前の意思表示による保険金受取人の指定又は変更

保険契約者が生前にする保険金受取人の指定又は変更の意思表示の相手方については、例えば、次のような考え方があるが、どうか。

A案 保険者、保険金受取人又は保険金受取人となるべき者に対してするものとする考え方

B案 保険者に対してするものとする考え方

(補足) 現行商法では、保険契約者は保険金受取人の指定又は変更権を留保した場合に限りこれを有するとされている(同法第675条第1項ただし書参照)が、本文は、保険契約者の意思を尊重する必要性や実務上の取扱い等を踏まえ、保険契約者は指定又は変更権を有することを前提としている。

その上で、保険金受取人の指定又は変更の意思表示の相手方について、現行商法には明文の規定がなく、学説上争いがある(最判昭和62・10・29民集41・7・1527は、保険者又は新旧保険金受取人に対する意思表示であるとしたものといわれている。)ことから、具体的な問題点について(注)1で問題提起をするとともに、本文では、保険金受取人の指定又は変更の意思表示が関係者に与える影響にかんがみ、生前にする意思表示の相手方を明文で定めることを提案している(遺言による保険金受取人の指定又は変更についてはイ参照)。

なお、商法第677条第1項は、保険契約者が契約締結後に保険金受取人を指定し、又は変更したときは、保険者にその指定又は変更を通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができないと規定しており、これは保険者に対する対抗要件を規定したものとされているところ、A案を採用する場合には、保険者が二重弁済の危険にさらされることを防止するために、これと同じ規律を設ける必要があることとなるのに対し、B案を採用する場合には、その必要はない(ただし、(注)1の( )を肯定するのであれば、その必要がある)こととなると考えられる。

(注)1 生前の意思表示による保険金受取人の指定又は変更に関する次の各問題点について、どのように考えるか。

( ) 相手方のある意思表示かどうか。

( ) 相手方のある意思表示であるとして、その相手方は誰か。

( ) 相手方のある意思表示であるとして、隔地者に対する意思表示に関する到達主義の原則(民法第97条第1項)の例外を定める必要があるか(保険契約者が保険金受取人の指定又は変更の意思表示を発した後これが到達する前に保険事故が発生した場合に、保険金受取人の指定又は変更の効力を生じさせる必要があるか)。

(参考)

民法(明治29年法律第89号)

(隔地者に対する意思表示)

第97条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力

を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

- 2 保険金受取人の指定又は変更について、保険者の同意を効力要件とすべきであるとの考え方があるが、どうか。
- 3 本文の規定の性質（任意規定か強行規定か）について、どのように考えるか。

## イ 遺言による保険金受取人の指定又は変更

保険契約者は、遺言で、保険金受取人を指定し、又は変更することができるものとするかどうか。

（補足） 保険契約者が遺言で保険金受取人を指定し、又は変更することができるかについては、これを認める学説・裁判例があるが、遺言事項として法定されているわけではなく、そもそも遺言ですることができるのか等について争いがあることから、本文において、これを規定上明確にすることを提案するとともに、（注）1において、遺言による場合の具体的な問題点について問題提起をしている。

（注）1 遺言による保険金受取人の指定又は変更に関する次の各問題点について、どのように考えるか。また、ほかに検討すべき問題点はないか。

（ ） 保険者に対する対抗要件（アの（補足）参照）を誰が具備するものとするべきか（遺言執行者がしなければならないものとする必要があるか等）。

（ ） 他人を被保険者とする生命保険契約についても遺言による保険金受取人の指定又は変更を認める必要があるか。

（ ） （ ）を認める場合には、他人の死亡の生命保険契約における遺言による保険金受取人の指定又は変更について、被保険者の同意（ウ参照）をどのようにして得ることになるのか。

（ ） 遺言の必要的記載事項を法定する必要があるか。

2 遺言による保険金受取人の指定又は変更についても、アの（注）2，3と同じ問題がある。

## ウ その他の規律

被保険者の死亡によって保険金の支払をすることを定める生命保険契約において、被保険者でない保険契約者が保険金受取人を指定し、又は変更するには、被保険者の同意がなければならないものとするかどうか。

（補足） 本文は、商法第677条第2項の規律を維持しようとするものである（この規定の性質等については、1の（補足）、（注）1，2参照）。

## (2) 保険金受取人が死亡した場合の規律

保険金受取人が死亡した場合の規律については、次のとおりとすることで、どうか。

保険金受取人が被保険者でない場合において、その保険金受取人が死亡したときは、保険契約者は、保険金受取人を変更しない旨を約したときであっても、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を変更することができるものとする。

に規定する場合において、保険契約者が保険金受取人を変更しない間に保険事故が発生したときは、保険金受取人の相続人（その者が相続の後保険事故が発生するまでの間に死亡した場合にあっては、その相続人）を保険金受取人とするものとする。

（補足） 本文 は、商法第676条第1項の規律を維持しようとするものである。

本文 は、判例（最判平成5・9・7民集47・7・4740）や実務の取扱い等を踏まえ、保険金受取人が死亡したにもかかわらず、保険契約者が保険金受取人を変更しないまま保険事故が発生したときに、誰が保険金受取人となるかについて明文で定めることを提案するものである。

なお、 によって保険金受取人となる者が複数いる場合には、その権利の割合は、民法第427条の規定の適用により、別段の意思表示がないときは、平等の割合になると考えられる（前掲最判平成5・9・7参照）。

（参考）

民法（明治29年法律第89号）

（分割債権及び分割債務）

第427条 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

（注）1 商法第675条第2項の規律を削除し、保険契約者が死亡したときは、その相続人が保険金受取人を指定し、又は変更することができる（ただし、保険契約者が保険金受取人を指定し、又は変更しない旨を約していた場合は、この限りでない。）ものとするべきであるとの考え方がある（この考え方によれば、保険金受取人の死亡後保険事故が発生する前に保険契約者が死亡した場合の規律について定めた同法第676条第2項の規律も削除すべきことになると考えられる。）が、どうか。

2 本文の規定の性質（任意規定か強行規定か）について、どのように考えるか。

## 5 保険金の支払時期

保険金の支払時期については、次のような規律を設けることで、どうか。

保険者は、保険金受取人から死亡保険金の支払の請求があったときは、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする。

に規定する場合において、〔一定の調査をする必要があるとき〕は、保険者は、 の規定にかかわらず、その必要な調査が終了した後、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする。

(参考・現行条文)

商法に規定なし

(補足) 本文は、損害保険契約における保険金の支払時期( [保険法部会資料5](#) )の第4の1(8参照)と同様に、死亡保険金の支払時期を明文で定めることを提案するものである。

- (注) 1 保険金の支払時期に関する規律について、生命保険契約に固有の問題はあるか。  
2 本文 の「保険金受取人」の範囲(保険金請求権の譲受人、質権者等を含めるべきか)について、どのように考えるか。  
3 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。